

第五目 所得税額等（第八十一条の七・第八十一条の八）

第六目 繰越欠損金（第八十一条の九）

第七目 連結法人間取引の損益（第八十一条の十）

第四款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目（第八十一条の十一）

（一）

第二節 税額の計算

第一款 税率（第八十一条の十二・第八十一条の十三）

第二款 税額控除（第八十一条の十四—第八十一条の十七）

第三款 連結法人税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 連結中間申告（第八十一条の十九—第八十一条の二十一）

第二款 連結確定申告（第八十一条の二十二—第八十一条の二十四）

第三款 個別帰属額等の届出（第八十一条の二十五）

第四款 納付（第八十一条の二十六—第八十一条の二十八）

第五款 還付（第八十一条の二十九—第八十一条の三十一）

第六款 更正の請求の特例（第八十二条）

第一章の三 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第八十二条の二・第八十二条の三）

第二節 税額の計算（第八十二条の四—第八十二条の七）

第三節 申告、納付、還付等（第八十二条の八—第八十二条の十七）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第八十三条—第八十六条）

第二節 税額の計算（第八十七条）

第三節 申告及び納付（第八十八条—第九十一条）

第三章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例

第一節 解散の場合の清算所得に対する法人税

第一款 課税標準及びその計算（第九十二条—第九十八条）

第二款 税額の計算（第九十九条—第一百一条）

第三款 申告、納付及び還付（第一百二条—第一百十七条）

第二節 継続等の場合の課税の特例（第一百十八条—第一百二十条）

第四章 青色申告（第一百二十二条—第一百二十八条）

第五章 更正及び決定（第一百二十九条—第一百三十七条）

第三編 外国法人の納税義務

第一章 国内源泉所得（第一百三十八条—第一百四十条）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第一百四十二条—第一百四十四条）

第二節 税額の計算（第一百四十三条・第一百四十四条）

第三節 申告、納付及び還付等（第一百四十五条）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第一百四十五条の二・第一百四十五条の三）

第二節 税額の計算（第一百四十五条の四）

第三節 申告及び納付（第一百四十五条の五）

第四章 青色申告（第一百四十六条）

第五章 更正及び決定（第一百四十七条）

第四編 雜則（第一百四十八条—第一百五十八条）

第五編 罰則（第一百五十九条—第一百六十四条）

附則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。

一九 省略

十 同族会社 会社の株主等（その会社が自己的の株式又は出資を有する場合のそ
の会社を除く。）の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個
人及び法人がその会社の発行済株式の総数又は出資金額（その会社が有する自
己の株式又は出資を除く。）の百分の五十を超える数の株式又は出資の金額を
有する場合におけるその会社をいう。

十一～十二の七の五 省略

十二の八 適格合併 次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主等に合併
法人の株式及び出資以外の資産（当該株主等に対する利益の配当又は剰余金の
分配（出資に係るものに限る。第十一号の十一において同じ。）として交付さ
れる金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ 省略

ロ その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が新設合併である場合に
あつては、当該被合併法人と他の被合併法人）との間にいずれか一方の法人
が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超えて、かつ、百分の百に

第一章 同上
第二章 同上
第三章 同上
第四章 同上
第五章 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四編 同上
第五編 同上

満たない数の株式（出資を含む。第十七号へまでにおいて同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 当該合併に係る被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該合併後に当該合併法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）。

(2) 当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な事業が、当該合併後に当該合併に係る合併法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

ハ 省 略

十二の九・十二の十 省 略

十二の十一 適格分割 次のいづれかに該当する分割（分割型分割にあつては分割法人の株主等に分割承継法人の株式以外の資産（当該株主等に対する利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されず、かつ、当該株式が当該株主等の有する分割法人の株式（当該分割承継法人が、当該分割型分割の直前に有していた当該分割法人の株式又は当該分割法人若しくは他の分割法人から当該分割型分割により移転を受けた資産に含まれていた当該分割法人の株式に対し当該分割承継法人の株式を交付しない場合は、これらの分割法人の株式を除く。）の数の割合に応じて交付されるものに、分社型分割にあつては分割法人に分割承継法人の株式以外の資産が交付されないものに限る。）をいう。

イ 省 略

ロ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超える、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 当該合併に係る被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。

(2) 当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業が当該合併に係る合併法人において当該合併後に引き続き営まれることが見込まれていること。

ハ 同 上

十二の九・十二の十 同 上

十二の十一 同 上

イ 同 上

(1) 当該分割により分割事業（分割法人の分割前に営む事業のうち、当該分割により分割承継法人において営まれることとなるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該分割承継法人に移転していること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該分割により当該分割承継法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）。

(2) 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該分割後に当該分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該分割後に当該分割承継法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）。

(3) 当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該分割事業が、当該分割後に当該分割承継法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

ハ 省 略

十二の十二・十二の十三 省 略

十二の十四 適格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資（外国法人に国内

にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うものを除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ 省 略

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超えるかつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 当該現物出資により現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に営む事

(1) 当該分割により分割事業（分割法人の分割前に営む事業のうち、当該分割により分割承継法人において営まれることとなるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該分割承継法人に移転していること。

(2) 当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該分割後に当該分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該分割後に当該分割承継法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）。

(3) 当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれていること。

ハ 同 上

十二の十二・十二の十三 同 上

十二の十四 同 上

イ 同 上
ロ 同 上

(1) 当該現物出資により現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に営む事

業のうち、当該現物出資により被現物出資法人において営まれることとなるものをいう。口において同じ。)に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること(当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該現物出資により当該被現物出資法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。)。

(2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事することが見込まれていること(当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。)。

(3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人において引き続き営まれることが見込まれていること(当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該現物出資事業が、当該現物出資後に当該被現物出資法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。)。

ハ 省 略

十二の十五～十六の二 省 略

十七 資本積立金額 法人(連結申告法人を除く。)のイからワまでに掲げる金額の合計額から当該法人のカからムまでに掲げる金額の合計額を減算した金額をいう。

イ～ヲ 省 略

ワ 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものと除く。)を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する直前の連結事業年度終了の時の連結個別資本積立金額又は第四条の五第一項若しくは第二項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二の承認を取り消された場合若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の時

業のうち、当該現物出資により被現物出資法人において営まれることとなるものをいう。口において同じ。)に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること。

(2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事することが見込まれていること(当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。)。

(3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該被現物出資法人において当該現物出資後に引き続き営まれることが見込まれていること(当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該現物出資事業が、当該現物出資後に当該被現物出資法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。)。

ハ 同 上

十二の十五～十六の二 同 上

十七 同 上

イ～ヲ 同 上

ワ 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。)を行つた場合の当該分割の日の前日の属する直前の連結事業年度終了の時の連結個別資本積立金額又は第四条の五第一項若しくは第二項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二の承認を取り消された場合若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の時

の連結個別資本積立金額

カム省略

十七の二 連結資本積立金額 連結法人（連結申告法人に限る。）の最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される当該連結法人の最初の連結事業年度をいう。）開始の日の前日の属する事業年度終了時の資本積立金額（次号において「最終資本積立金額」という。）の総額と各連結事業年度において前号の規定に準じて計算した金額（連結法人のうちに自己を分割法人とする分割型分割（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。第十八条号ト及び第十八条号の二において同じ。）を行つた法人がある場合には、当該法人の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度における前号イからヲまでに掲げる金額の合計額から同号カからムまでに掲げる金額の合計額を減算した金額を含む。次号において「連結資本積立金発生額」という。）の総額との合計額をいう。

十七の三 省略

十八 利益積立金額 法人（連結申告法人を除く。）のイからトまでに掲げる金額の合計額から当該法人のチからタまでに掲げる金額の合計額を減算した金額（当該金額のうちに当該法人が留保していない金額がある場合には、当該留保していない金額を減算した金額）をいう。

イムヘ省略

ト 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度の直前の連結事業年度終了時の連結個別利益積立金額又は第四条の五第一項若しくは第二項の規定により第四条の二の承認を取り消された場合若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終年度終了時の連結個別利益積立金額

チムタ省略

十八の二 連結利益積立金額 連結法人（連結申告法人に限る。）の第十七号の二に規定する最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度終了時の利益積立金額（次号において「最終利益積立金額」という。）の総額と各連結事業年度のイからチまでに掲げる金額からリからヲまでに掲げる金額を減算した金額（連結法人のうちに自己を分割法人とする分割型分割を行つた法人がある場合には当該法人の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度における前号イからヘまでに掲げる金額の合計額から同号チからタまでに掲げる金額の合計

度終了時の連結個別資本積立金額
カム同上

十七の二 連結資本積立金額 連結法人（連結申告法人に限る。）の最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される当該連結法人の最初の連結事業年度をいう。）開始の日の前日の属する事業年度終了時の資本積立金額（次号において「最終資本積立金額」という。）の総額と各連結事業年度において前号の規定に準じて計算した金額（連結法人のうちに自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。第十八条号ト及び第十八条号の二において同じ。）を行つた法人がある場合には、当該法人の当該分割の日の前日の属する事業年度における前号イからヲまでに掲げる金額の合計額から同号カからムまでに掲げる金額の合計額を減算した金額を含む。次号において「連結資本積立金発生額」という。）の総額との合計額をいう。

十七の三 同上

十八 同上

イムヘ同上

ト 連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度の直前の連結事業年度終了時の連結個別利益積立金額又は第四条の五第一項若しくは第二項の規定により第四条の二の承認を取り消された場合若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了時の連結個別利益積立金額

チムタ同上

十八の二 連結利益積立金額 連結法人（連結申告法人に限る。）の第十七号の二に規定する最初連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度終了時の利益積立金額（次号において「最終利益積立金額」という。）の総額と各連結事業年度のイからチまでに掲げる金額からリからヲまでに掲げる金額を減算した金額（連結法人のうちに自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた法人がある場合には当該法人の当該分割の日の前日の属する事業年度における前号イからヘまでに掲げる金額の合計額から同号チからタまでに掲げる金額の合計

額を減算した金額を含むものとし、当該連結法人が留保していない金額がある場合には当該留保していない金額を減算した金額とする。次号において「連結利益積立金発生額」という。」の総額との合計額をいう。

イ 省 略

ロ 第八十二条の四（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）又は第

八十三条の四の二（連結事業年度における外國税額の還付金の益金不算入）の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額のうち当該連結法人に帰せられる金額

ハ 第八十三条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別益金額を計算する場合の第二十六条第一項に規定する還付を受け又は充当される金額及び同条第三項に規定する附帯税の負担額又は同条第四項に規定する附帯税の負担額の減少額を受け取る場合のその受け取る金額

二二二 省 略

十八の三～四十八 省 略

（連結納稅の承認の申請）

第四条の三 省 略

2 省 略

3 第一項の申請につき同項に規定する内國法人に対して承認の処分があつた場合には、同項に規定する他の内國法人（同項に規定する期間の開始の時に当該内國法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項及び第五項において同じ。）のすべてにつき、その承認があつたものとみなす。

4～8 省 略

9 第六項の規定の適用を受けて行つた第一項の申請につき前条の承認を受けた場合には、その承認は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日以後の期間について、その効力を生ずる。

一 省 略

二 連結申請特例年度開始の日の翌日から前条の承認を受ける日の前日までの間

に自己を分割法人とする分割型分割を行つた第一項に規定する他の内國法人（時価評価法人及び関連法人を除く。）その承認を受ける日の属する事業年度開始の日

金額の合計額を減算した金額を含むものとし、当該連結法人が留保していない金額がある場合には当該留保していない金額を減算した金額とする。次号において「連結利益積立金発生額」という。」の総額との合計額をいう。

イ 同 上

ロ 第八十二条の四（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）の規定

により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額のうち当該連結法人に帰せられる金額

ハ 第八十三条の三第一項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別益金額を計算する場合の第二十六条第一項に規定する還付を受け又は充当される金額及び同条第二項に規定する減額された部分として政令で定める金額並びに同条第三項に規定する附帯税の負担額又は同条第四項に規定する附帯税の負担額の減少額を受け取る場合のその受け取る金額

二二二 同 上

十八の三～四十八 同 上

（連結納稅の承認の申請）

第四条の三 同 上

2 同 上

3 第一項の申請につき同項に規定する内國法人に対して承認の処分があつた場合には、同項に規定する他の内國法人（同項に規定する期間の開始の時に当該内國法人との間に完全支配関係があるものに限る。次項及び第五項において同じ。）のすべてにつき、その承認があつたものとみなす。

4～8 同 上

9 第六項の規定の適用を受けて行つた第一項の申請につき承認の処分があつた場合には、その承認は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日以後の期間について、その効力を生ずる。

一 同 上

二 連結申請特例年度開始の日の翌日から特例申請後五月経過日（第六項の規定

の適用を受けて第一項の申請書を提出した日から五月を経過する日をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）までの間に自己を分割法人とする分割型分割以外の分割を行つた第一項に規定する他の内國法人（時価評価法

人及び関連法人を除く。) 当該特例申請後五月経過日の属する事業年度開始の日

三 省 略

10 省 略

11 前条に規定する他の内国法人が連結申請特例年度において第六項の規定の適用を受けて同条の承認を受ける第一項に規定する内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなつた場合には、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日においてその承認があつたものとみなす。この場合において、その承認は、当該各号に定める日以後の期間について、その効力を生ずるものとする。

一 省 略

二 当該完全支配関係を有することとなつた日の翌日から当該内国法人が前条の承認を受ける日の前日までの間に自己を分割法人とする分割型分割を行つた同条に規定する他の内国法人（時価評価法人及び関連法人を除く。）当該内国法人がその承認を受ける日の属する当該他の内国法人の事業年度開始の日

三 省 略

12 省 略

(連結納税の承認の取消し等)

第四条の五 連結法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、国税庁長官は、当該連結法人に係る第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消すことができる。この場合において、その承認が取り消されたときは、その承認は、その取り消された日以後の期間について、その効力を失うものとする。

一 省 略

2 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、連結法人（第一号及び第三号にあつてはこれらの規定に規定する連結親法人及びすべての連結子法人とし、第二号にあつては同号に規定する連結親法人とし、第四号及び第五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とする。）は、当該各号に定める日において第四条の二の承認を取り消されたものとみなす。この場合において、その承認は、そのみなされた日以後の期間について、その効力を失うものとする。

一 省 略

2 同 上

(連結納税の承認の取消し等)

第四条の五 連結法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、国税庁長官は、当該連結法人に係る第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消すことができる。この場合において、その承認が取り消されたときは、その承認は、その取消しの処分のあつた日の属する連結事業年度開始の日以後の期間について、その効力を失うものとする。

一 省 略

2 同 上

人及び関連法人を除く。) 当該特例申請後五月経過日の属する事業年度開始の日

三 同 上

10 同 上

11 前条に規定する他の内国法人が連結申請特例年度において第六項の規定の適用を受けて第一項の承認を受ける同項に規定する内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係を有することとなつた場合には、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日において同条の承認があつたものとみなす。この場合において、その承認は、当該各号に定める日以後の期間について、その効力を生ずるものとする。

一 同 上

二 当該完全支配関係を有することとなつた日の翌日から特例申請後五月経過日までの間に自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた前条に規定する他の内国法人（時価評価法人及び関連法人を除く。）当該特例申請後五月経過日の属する事業年度開始の日

三 同 上

12 同 上

二 連結子法人がなくなつたことにより、連結法人が連結親法人のみとなつたこ

一 同 上

二 連結子法人がなくなつたことにより、連結法人が連結親法人のみとなつたこ

一 同 上

と。そのなくなつた日。

と。そのなくなつた日の属する当該連結親法人の事業年度開始の日（その事業年度終了の日に連結子法人が解散（合併による解散を除く。）をしたことにより連結子法人がなくなつた場合には、その解散の日の翌日）

三 省略

四 連結子法人の解散 その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）

五 連結子法人（解散したものと除く。）が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつたこと（第一号又は第三号に掲げる事実に基因するものを除く。）。その有しなくなつた日

四 連結子法人の解散 その解散の日（合併による解散の場合には、その合併の日の前日）の属する当該連結子法人の事業年度開始の日（連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日に合併による解散をした場合に）

五 連結子法人（解散したものと除く。）が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつたこと（第一号又は第三号に掲げる事実に基因するものを除く。）。その有しないこととなる事実が生じた日（その事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散（合併による解散を除く。）である場合には、その解散の日の翌日）の属する当該連結子法人の事業年度開始の日

355 省略

6 連結法人が第三項の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）終了の日後の期間について、第四条の二の承認は、その効力を失うものとする。

7 第一項の取消しの手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（信託財産に係る収入及び支出の帰属）

第十二条 信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用

355 同上

6 第四項の申請書を提出した連結法人が第三項の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する連結事業年度終了の日後の期間について、第四条の二の承認は、その効力を失うものとする。

7 第一項に規定する取消しの処分の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（信託財産に係る収入及び支出の帰属）

第十二条 信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基

契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第二百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約は第二百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

一・二 省略

2 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において同じ。）の合同運用信託、投資信託（特定信託に該当するものを除く。）、第三十七条第六項に規定する特定公益信託、社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託若しくは第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第二百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託又は厚生年金基金若しくは企業年金基金の第八十四条第一項に規定する確定拠出年金資産管理契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社又は当該厚生年金基金若しくは当該企業年金基金の収入及び支出でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

3・4 省略

（みなし事業年度）

第十四条 次の各号に規定する法人（第六号から第八号までにあつてはこれらの規定に規定する他の内国法人とし、第九号、第十四号及び第十五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とし、第十三号にあつては同号に規定する連結法人とし、第十六号にあつては同号に規定する連結親法人とする。）が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一・二 省略

三 法人が事業年度の中途において当該法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合（第十二号に掲げる場合を除く。）その事業年度開始の日から分割型

一・二 同上

2 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において同じ。）の合同運用信託、投資信託（特定信託に該当するものを除く。）、第三十七条第六項に規定する特定公益信託若しくは第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第二百三十七条の十五第四項に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託又は厚生年金基金若しくは企業年金基金の第八十四条第一項に規定する確定拠出年金資産管理契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社又は当該厚生年金基金若しくは当該企業年金基金の収入及び支出でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

3・4 同上

（みなし事業年度）

第十四条 次の各号に規定する法人（第六号から第八号までにあつてはこれらの規定に規定する他の内国法人とし、第九号、第十四号及び第十五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とし、第十三号にあつては同号に規定する連結法人とする。）が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一・二 同上

三 法人が事業年度の中途において当該法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた場合（第十二号に掲げる場合を除く。）その事業年度開

分割の日の前日までの期間及び分割型分割の日からその事業年度終了の日までの期間

四 第四条の二（連結納税義務者）に規定する他の内国法人の事業年度の中途において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号、第七号及び第十八号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）が開始した場合（第六号に掲げる場合を除く。）その事業年度開始の日からその最初連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間

五・八 省略

九 連結子法人が連結事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合（次号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号に掲げる場合を除く。）その連結事業年度開始の日からその有しなくなつた日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間、当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十・十一 省略

十二 連結法人が連結事業年度の中途において当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合 その連結事業年度開始の日から分割型分割の日の前日までの期間及び分割型分割の日からその連結事業年度終了の日までの期間

十三・十五 省略

十六 連結親法人の連結事業年度の中途において連結子法人がなくなつたことにより連結法人が当該連結親法人のみとなつた場合 その連結事業年度開始の日から連結子法人がなくなつた日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間及び当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間

十七 連結法人が第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二の承認を取り消された場合 その取り消された日（以下この号において「取消日」という。）の属する連結事業年度開始の日から当該取消日の前日までの期間、当該取消日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十八 連結子法人が第四条の五第三項の承認を受けた場合 その承認を受けた日の属する連結親法人事業年度終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

始の日から分割の日の前日までの期間及び分割の日からその事業年度終了の日までの期間

四 第四条の二（連結納税義務者）に規定する他の内国法人の事業年度の中途において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号、第七号及び第十七号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）が開始した場合（第六号に掲げる場合を除く。）その事業年度開始の日からその最初連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間

五・八 同上

九 連結子法人が連結事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合（次号、第十一号及び第十三号から第十七号までに掲げる場合を除く。）その連結事業年度開始の日からその終了の日までの期間及びその終了日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十・十一 同上

十二 連結法人が連結事業年度の中途において当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた場合 その連結事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間及び分割の日からその連結事業年度終了の日までの期間

十三・十五 同上

十六 連結子法人が第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二の承認を取り消された場合 その取消しの处分があつた日の属する連結事業年度開始の日からその終了の日までの期間及びその終了日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十七 第四条の五第四項の申請書を提出した連結子法人が同条第三項の承認を受けた場合 その承認を受けた日の属する連結事業年度終了の日の翌日から当該

了の日までの期間

十九 省略

二十 省略

二十一 省略

翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十八 同上

十九 同上

二十 同上

二十一 同上

(連結事業年度の意義)

第十五条の二 この法律において「連結事業年度」とは、連結法人の連結親法人事業年度（当該連結法人に係る連結親法人の事業年度（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、第十四条第十二号（みなし事業年度）の規定の適用がないものとした場合における事業年度））をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日からその終了の日までの期間とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる法人にあつてはこれらの号に定める期間（その末日が連結親法人事業年度終了の日である期間を除く。）は連結事業年度に含まないものとし、第五号及び第六号に掲げる法人にあつては最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。次項において同じ。）はこれらの号に定める期間とする。

(連結事業年度の意義)

第十五条の二 この法律において「連結事業年度」とは、連結法人の連結親法人事業年度（当該連結法人に係る連結親法人の事業年度（当該連結親法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた場合には、第十四条第十二号（みなし事業年度）の規定の適用がないものとした場合における事業年度））をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の日からその終了の日までの期間とする。ただし、連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた連結法人にあつてはその開始の日から分割の日の前日までの期間は連結事業年度に含まないものとし、次の各号に掲げる法人にあつては最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。次項において同じ。）は当該各号に定める期間とする。

一 連結親法人事業年度の中途において自己を分割法人とする分割型分割を行つた連結法人 その連結親法人事業年度開始の日から分割型分割の日の前日までの期間

二 連結親法人事業年度の中途において第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された連結子法人 その連結親法人事業年度開始の日からその取り消された日の前日までの期間

三 連結親法人事業年度の中途において解散した連結子法人 その連結親法人事業年度開始の日から解散の日（合併による解散の場合には、合併の日の前日）までの期間

四 連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなつた連結子法人（前二号に掲げる法人を除く。） その連結親法人事業年度開始の日からその有しなくなつた日の前日までの期間

五 連結申請特例年度（第四条の三第六項（連結納税の承認の申請の特例）に規定する連結申請特例年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の

一 連結申請特例年度（第四条の三第六項（連結納税の承認の申請の特例）に規定する連結申請特例年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）開始の

日の翌日から第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に自己を分割法人とする分割型分割を行つた同条に規定する他の内国法人で第四条の三第六項の規定の適用を受けるもの（同条第九項第一号に規定する時価評価法人及び関連法人を除く。）その承認を受けた日の属する事業年度開始の日からその連結申請特例年度終了の日までの期間

六 連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による第四条の二に規定する完全支配関係（以下この項及び次項において「完全支配関係」という。）を有することとなつた同条に規定する他の内国法人（第四条の三第十一項第一号に規定する時価評価法人及び関連法人を除く。）当該完全支配関係を有することとなつた日（同日の翌日から同項に規定する内国法人が第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に当該他の内国法人（連結申請特例年度の中途において当該内国法人との間に当該内国法人による当該完全支配関係を有することとなつたものに限る。）が当該他の内国法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、当該内国法人がその承認を受けた日の属する当該他の内国法人の事業年度開始の日）からその連結親法人事業年度終了の日までの期間

2・3 省略

（受取配当等の益金不算入）

第二十三条 省略

2・3 省略

4 第一項の場合において、同項の内国法人が当該事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払うものを除く。）があるときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

2・3 同上

（受取配当等の益金不算入）

第二十三条 同上

2・3 同上

4 第一項の場合において、同項の内国法人が当該事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、連結法人である内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度にあつては連結法人（当該内国法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。）に支払うものを除く。）があるときは、第一項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額の合計額は、次に掲げる金額の合計額とする。

二 連結親法人事業年度の中途において当該連結親法人との間に当該連結親法人による第四条の二に規定する完全支配関係（以下この項及び次項において「完全支配関係」という。）を有することとなつた同条に規定する他の内国法人（第四条の三第十一項第一号に規定する時価評価法人及び関連法人を除く。）当該完全支配関係を有することとなつた日（当該他の内国法人（連結申請特例年度の中途において同項に規定する内国法人との間に当該内国法人による当該完全支配関係を有することとなつたものに限る。）が同日の翌日から特例申請後五月経過日までの間に当該他の内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた場合には、当該特例申請後五月経過日の属する当該他の内国法人の事業年度開始の日）からその連結親法人事業年度終了の日までの期間

期間

日の翌日から特例申請後五月経過日（同条第九項第一号に規定する特例申請後五月経過日をいう。以下この項において同じ。）までの間に自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行つた第四条の二（連結納税義務者）に規定する他の内国法人で第四条の三第六項の規定の適用を受けるもの（同条第九項第一号に規定する時価評価法人及び関連法人を除く。）当該特例申請後五月経過日の属する事業年度開始の日からその連結申請特例年度終了の日までの期間

(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)

第四十二条 省 略

2 内国法人が、各事業年度において国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、当該事業年度終了の時において、その固定資産の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額は、当該事業年度の所得の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3・5 省 略

6 内国法人が、適格分社型分割等により第一項に規定する固定資産（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に取得したものに限る。以下この項において同じ。）を分割承継法人等に移転する場合において、当該固定資産につき、当該固定資産の価額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7・8 省 略

(貸倒引当金)

第五十二条 省 略

8 第一項、第二項及び第五項の規定の適用については、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を含まないものとする。

9・11 省 略

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)

第五十七条 省 略

2 適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（以下この条において「合併類似適格分割型

(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)

第四十二条 同 上

2 内国法人が、各事業年度において次に掲げる固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、当該事業年度終了の時において、その固定資産の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を政令で定める方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3・5 同 上

6 内国法人が、適格分社型分割等により第一項各号に規定する固定資産（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に取得したものに限る。以下この項において同じ。）を分割承継法人等に移転する場合において、当該固定資産につき、当該固定資産の価額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7・8 同 上

(貸倒引当金)

第五十二条 同 上

8 第一項及び第二項の規定の適用については、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、内国法人が当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を含まないものとする。

9・11 同 上

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)

第五十七条 同 上

2 適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（第五項及び第九項において「合併類似適格

分割」という。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人(以下この項及び次項において「被合併法人等」という。)の当該適格合併等の日前五年以内に開始した各事業年度(以下この項及び次項において「前五年内事業年度」という。)において生じた欠損金額(当該被合併法人等が当該欠損金額(この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第五項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。次項、第四項及び第八項において同じ。)の生じた前五年内事業年度について青色申告書である確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この項において「未処理欠損金額」という。)があるときは、当該適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人(以下この項及び次項において「合併法人等」という。)の当該適格合併等の日の属する事業年度(以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。)以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内事業年度において生じた未処理欠損金額は、それぞれ当該未処理欠損金額の生じた前五年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度(当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前五年内事業年度において生じた未処理欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度)において生じた欠損金額とみなす。

3 適格合併等に係る被合併法人等と合併法人等(当該合併法人等が当該適格合併等により設立された法人である場合にあつては、当該適格合併等に係る他の被合併法人等。第一号において同じ。)との間に特定資本関係(いざれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数の百分の五十を超える数の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。以下この項及び第五項において同じ。)があり、かつ、当該特定資本関係が当該合併法人等の当該適格合併等に係る合併等事業年度開始の日の五年前の日以後に生じている場合において、当該適格合併等が共同で事業を営むための適格合併等として政令で定めるものに該当しないときは、前項に規定する未処理欠損金額には、当該被合併法人等の次に掲げる欠損金額を含まないものとする。

分割型分割」という。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人(以下この項及び次項において「被合併法人等」という。)の当該適格合併等の日前五年以内に開始した各事業年度(以下この項及び次項において「前五年内事業年度」という。)において生じた欠損金額(当該被合併法人等が当該欠損金額(この項又は第七項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第六項又は第十一項の規定によりないものとされたものを除く。次項、第五項及び第十項において同じ。)の生じた前五年内事業年度について青色申告書である確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この項及び第四項において「未処理欠損金額」という。)があるときは、当該適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人(以下この項及び次項において「合併法人等」という。)の当該適格合併等の日の属する事業年度(第四項までにおいて「合併等事業年度」という。)以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内事業年度において生じた未処理欠損金額は、それぞれ当該未処理欠損金額の生じた前五年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度(当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前五年内事業年度において生じた未処理欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度)において生じた欠損金額とみなす。

3 適格合併等に係る被合併法人等と合併法人等(当該合併法人等が当該適格合併等により設立された法人である場合にあつては、当該適格合併等に係る他の被合併法人等。第一号において同じ。)との間に特定資本関係(いざれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数の百分の五十を超える数の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。以下この項及び第六項において同じ。)があり、かつ、当該特定資本関係が当該合併法人等の当該適格合併等に係る合併等事業年度開始の日の五年前の日以後に生じている場合において、当該適格合併等が共同で事業を営むための適格合併等として政令で定めるものに該当しないときは、前項に規定する未処理欠損金額には、当該被合併法人等の次に掲げる欠損金額を含まないものとする。

5 | 4 省略

第一項の内国法人と特定資本関係法人（当該内国法人との間に特定資本関係がある法人をいう。以下この項において同じ。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）が行われ、かつ、当該特定資本関係が当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）開始の日の五年前の日以後に生じている場合において、当該適格合併等が共同で事業を営むための適格合併等として政令で定めるものに該当しないときは、当該内国法人の当該合併等事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該内国法人の同項に規定する欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる欠損金額は、ないものとする。

一・二 省略

内国法人が、当該内国法人を分割法人とする分割型分割（連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び第九項において同じ。）開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた場合又は第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人にあつては当該連結親法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を、連結子法人にあつては連結親法人事業年度開始の日に当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を除く。）若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合（以下この項において「承認の取消し等の場合」という。）において、当該分割型分割の日の前日の属する事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度又は当該承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第五項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下の項及び次項において同じ。）があるときは、当該前日の属する事業年度又は当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当

4 | 6 第二項の規定は、同項の合併法人等の合併等事業年度の確定申告書に未処理欠損金額に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5 | 5 同上

第一項の内国法人と特定資本関係法人（当該内国法人との間に特定資本関係がある法人をいう。以下この項において同じ。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）が行われ、かつ、当該特定資本関係が当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）開始の日の五年前の日以後に生じている場合において、当該適格合併等が共同で事業を営むための適格合併等として政令で定めるものに該当しないときは、当該内国法人の当該合併等事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該内国法人の同項に規定する欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項又は第十一項の規定によりないものとされたものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる欠損金額は、ないものとする。

一・二 同上

内国法人が、当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結法人である当該内国法人が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた場合又は第四条の五第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人にあつては当該連結親法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を、連結子法人にあつては連結親法人事業年度開始の日に当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つたことにより当該承認を取り消された場合を除く。）若しくは第四条の五第三項の承認を受けた場合（以下この項において「承認の取消し等の場合」という。）において、当該分割の日の前日の属する事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度又は当該承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第六項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。第九項までにおいて同じ。）があるときは、当該前日の属する事業年度又は当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当

では、当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなす。

該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなす。

8 | 前項の規定は、同項の内国法人（同項に規定する分割を行つた連結親法人及び同項に規定する承認の取消し等の場合における連結親法人を除く。）の同項に規定する前日の属する事業年度又は翌日の属する事業年度の確定申告書に連結欠損金個別帰属額に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

7 | 適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は合併類似適格分割型分割に係る分割法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日の翌日に当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行うものに限る。）である場合には、これらの連結法人の当該適格合併又は合併類似適格分割型分割の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じたこれらの連結法人の連結欠損金個別帰属額を第二項に規定する前五年内事業年度において生じた欠損金額と、連結確定申告書を青色申告書である確定申告書と、その連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は分割法人の事業年度とみなして、同項及び第三項の規定を適用する。

8 | 前項に規定する場合において、同項の適格合併又は合併類似適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で第二項に規定する前五年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額があるときは、当該欠損金額については、同項の規定は、適用しない。

9 | 次の各号に規定する場合には、第一項の内国法人の当該各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める欠損金額は、ないものとする。

10 | 連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（次に掲げるものを除く。）を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度、当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において第二項又は第六項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）イ 連結親法人事業年度開始の日に行う分割型分割

ロ 連結親法人又は第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人である当該内国法人が最初の連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日

までの間に行う分割型分割

八 第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から同項の規定の適用を受けて行つた同条第一項の申請につき第四条の二の承認を受ける日の前までの間に行う分割型分割

二 連結子法人である当該内国法人が最初の連結親法人事業年度（当該内国法人が第四条の三第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人である場合には最初の連結親法人事業年度の翌連結親法人事業年度とし、当該内国法人が連結親法人事業年度において連結親法人との間に第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた同条に規定する他の内国法人（同号に掲げる法人を除く。）である場合には当該完全支配関係を有することとなつた日から当該連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。以下この号において「最初連結親法人事業年度」という。）において当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、次に掲げるものを除く。）を行つた場合の当該合併の日の前日の属する事業年度 当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

イ 最初連結親法人事業年度開始の日に行う合併
ロ 第八十二条の九第二項第二号に規定する連結子法人を被合併法人とする合併で最初連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うもの

三 連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度終了の日後に第四条の五第一項若しくは第二項の規定により第四条の二の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度 当該連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

11 次の各号に規定する場合には、第一項の内国法人の当該各号に掲げる各事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める欠損金額（当該各事業年度において第二項又は第七項の規定により当該内国法人の当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額とみなされるものを除く。）は、ないものとする。

一 連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度 当該前日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（第二項又は第七項の規定により当該内国

法人の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。)

二 連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項に規定する最初連結事業

年度（次号において「最初連結事業年度」という。）後に第四条の五第一項若しくは第二項の規定により第四条の二の承認を取り消された場合又は第四条の

五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度 当該連結

事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

三 当該内国法人が当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が合併法人となる合併で、当該内国法

人の最初連結事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る。）を行つた場合の当該合併の日の前日の属する事業年度 当該前日の属

する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

12 第一項の規定は、同項の内国法人が欠損金額（第二項又は第七項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを除く。）の生じた事業年度について

青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合（これらの規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものにつき第一項の規定を適用する場合にあつては、第二項の合併等事業年度又は第六項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

13 第二項の合併法人等が同項の適格合併等により設立された法人である場合における第一項の規定の適用その他同項から第九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）

第五十八条 省略

- 2 適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（第三項において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前五年内事業年度」という。）において生じた災害損失欠損金額（当該被合併法人等が災害損失欠損金額の生じた前五年内事業年度について第五項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提

（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）

第五十八条 同上

- 2 適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（第四項において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び第七項において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前五年内事業年度」という。）において生じた災害損失欠損金額（当該被合併法人等が災害損失欠損金額の生じた前五年内事業年度について第六項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提

出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該災害損失欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。以下この項において「未処理災害損失欠損金額」という。)があるときは、当該適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人(以下この項において「合併法人等」という。)の当該適格合併等の日の属する事業年度(以下この項において「合併等事業年度」という。)以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内事業年度において生じた未処理災害損失欠損金額は、それぞれ当該未処理災害損失欠損金額の生じた前五年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度(当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前五年内事業年度において生じた未処理災害損失欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度)において生じた災害損失欠損金額とみなす。

3 省略

4 次の各号に規定する場合には、第一項の内国法人の当該各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める災害損失欠損金額は、ないものとする。

- 一 連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割(前条第九項第一号イからハまでに掲げるものを除く。)を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度 当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額
- 二 連結子法人である当該内国法人が前条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度において当該内国法人を被合併法人とする合併(当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、同号イ及びロに掲げるものを除く。)を行つた場合の当該合併の日の前日の属する事業年度 当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額
- 三 連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する最初連結事業年度終了の日後に第四条の五第一項若しくは第二項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認を取り消された場合又は第四の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度 当該連結事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

- 三 連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する最初連結事業年度終了の日後に第四条の五第一項若しくは第二項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認を取り消された場合又は第四の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度 当該連結事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

4 同上

5 次の各号に規定する場合には、第一項の内国法人の当該各号に掲げる各事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める災害損失欠損金額は、当該各事業年度において第二項の規定により当該内国法人の当該各事業年度前の事業年度において生じた災害損失欠損金額とみなされるものを除く。)は、ないものとする。

- 一 連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割(第十五条の二第一項(連結事業年度の意義)に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。)を行つた場合の当該分割の日の前日の属する事業年度 当該前日の属する事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額
- 二 連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度(次号において「最初連結事業年度」という。)後に第四条の五第一項若しくは第二項(連結納税の承認の取消し)の規定により第四条の二(連結納税義務者)の承認を取り消された場合又は第四の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度 当該連結事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額
- 三 連結法人である当該内国法人が当該内国法人を被合併法人とする合併(当該内国法人との間

出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該災害損失欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。以下この項及び次項において「未処理災害損失欠損金額」という。)があるときは、当該適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人(以下この項において「合併法人等」という。)の当該適格合併等の日の属する事業年度(以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。)の当該適格合併等の日の属する事業年度(以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。)以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内事業年度において生じた未処理災害損失欠損金額は、それぞれ当該未処理災害損失欠損金額の生じた前五年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度(当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前五年内事業年度において生じた未処理災害損失欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度)において生じた災害損失欠損金額とみなす。

3 前項の規定は、同項の合併法人等の合併等事業年度の確定申告書に未処理災害損失欠損金額に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。